

■組合設立の経緯と広域行政

◇ 組合設立の経緯

我が国の社会経済情勢の変化に伴い、地域住民の生活水準は急速に向上し、また生活様式やその価値観も多様化するなど、市町村においては、地域住民のニーズに対応すべく、より一層の行政サービスが求められるようになりました。

また、モータリゼーションの普及によって、地域住民の日常生活上の活動は、次第に拡大するとともに、都市地域とその周辺地域が結びつき、市町村の区域を越えた広域的な日常生活圏も形成されるようになりました。

市町村がこのような地域社会の変動に対処し、地域住民の要望に応じて、効率的かつ円滑な行政を行うためには、日常生活圏を一体とした振興整備の施策の展開やそのための広域行政体制を確立する必要があり、昭和 57 年に南部広域市町村圏協議会を設立し、南部地域の総合的な振興発展の方向と施策を示した南部新広域市町村圏計画を策定し、それに基づく事務事業の連絡調整を行ってまいりました。

しかしながら、社会経済情勢の著しい進展の中、圏域を取り巻く状況も大きく変化し、時代潮流や圏域住民のニーズの多様化に対応した広域行政圏の新たな展開が求められるようになりました。

こうした社会経済情勢の変化と地域社会の変貌に対処するため、本圏域においては、自治省（旧）が推進する圏域の一体的な振興整備を図る「ふるさと市町村圏」の選定を契機に、これまでの協議会を発展的に廃止し、総合的かつ効率的な広域行政圏施策の充実強化を図るため、平成 4 年 11 月 1 日に広域行政機構「南部広域市町村圏事務組合」（複合的一部事務組合）が設立されました。

広域行政とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

地域住民に最も身近な地方公共団体である市町村は、地域住民の日常生活に必要で身近な行政サービスを提供し、地域住民の付託に応えるため、福祉の向上や魅力あるまちづくりの推進に努めておりますが、単独の市町村では解決が困難な行政課題を複数の市町村で解決又は展開することがより望ましい事務事業も少なくありません。

例えば、ゴミ処理、消防、火葬場の設置、広域的な振興事業や人材育成、広域的行政課題の調査研究、また、都道府県から市町村へ権限移譲された事務など、複数の市町村で連携・協力した方がより効率的で行政サービスが行き届き、市町村の財政負担が軽減される場合があります。

このような市町村の枠組みを超えた行政サービスの維持向上と効率的かつ効果的な事務事業の推進を図るため、各市町村の情報や地域資源をお互いに提供し合い、広域的な視点から市町村が連携・協力し、円滑な事務事業を推進・展開する行政手法の考え方のひとつに「広域行政」があります。

広域行政の推進方法には、市町村の枠組みの変更を行う「市町村合併」のほか、市町村の枠組みの変更を行わないで事務の共同処理を行う「一部事務組合(複合的一部事務組合)」、多角的な事務処理を通じて広域的な行政目的を達成するため、直接国又は都道府県から権限委譲を受けることができる「広域連合」、また近年では、新たな地域活性化の取り組みと人口定住のために必要な生活機能の確保などに向けて、中心市宣言をした中心市(人口5万人程度ほか)と周辺市町村が1対1で協定を締結し、生活機能の強化、結びつきネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化などを図る「定住自立圏構想」や人口減少・少子高齢化にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、住民が安心して快適な暮らしを営んでいけるよう、地域において、相当の規模と中核性備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により経済成長のけん引、高次都市機能の集積・強化及び生活関連機能サービスの向上を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する「連携中枢都市圏構想」が推進されています。

参考 (地方自治法)

第三章 地方公共団体の組合

第一節 総則

(組合の種類及び設置)

第二百八十四条 地方公共団体の組合は、一部事務組合及び広域連合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事務がなくなったときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

3 普通地方公共団体及び特別区は、その事務で広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画(以下「広域計画」という。)を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにその事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、その協議により規約を定め、前項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て、広域連合を設けることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

4 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

第二百八十五条 市町村及び特別区の手務に関し相互に関連するものを共同処理するための市町村及び特別区の一部事務組合については、市町村又は特別区の共同処理しようとする事務が他の市町村又は特別区の共同処理しようとする事務と同一の種類のものでない場合においても、これを設けることを妨げるものではない。